## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 平成 28 年4月8日答申分

### 〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500797号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600005号

#### 第1 結論

1 請求者のA社における平成18年8月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬 月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年8月は26万円を34万円、同年9 月から平成19年4月までは28万円を36万円、同年5月は28万円を34万円、同年6月から同年11月までは28万円を36万円、同年12月は28万円を38万円、平成20年1月から同年3月までは28万円を36万円、同年4月は28万円を38万円、同年5月及び同年6月は28万円を36万円、同年7月は28万円を38万円、同年8月は28万円を36万円、同年9月は26万円を36万円、同年10月及び同年11月は26万円を34万円とする。

平成18年8月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のB社における請求期間のうち、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は26万円を38万円、平成21年1月及び同年2月は26万円を34万円、同年4月は26万円を32万円、同年6月は26万円を30万円、同年7月は26万円を34万円、同年8月は26万円を28万円、同年9月は24万円を28万円、同年10月は24万円を26万円、同年11月から平成22年1月までは24万円を28万円、同年2月は24万円を26万円、同年3月は24万円を28万円、同年4月から同年6月までは24万円を26万円とする。

平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ① 平成18年8月1日から平成20年12月1日まで

② 平成20年12月1日から平成22年9月21日まで

A社及びB社における給料は、売上げに応じた歩合制により支給されていた。

毎月の給与明細書には、「給与」と「概算賞与」の項目に分けて、それぞれの支給額と厚生年金保険料の控除額が記載されていたが、記録されている標準報酬月額には、毎月支給があった「概算賞与」の金額が反映されていない。所持している給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与支払明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月は34万円、同年9月から平成19年4月までは36万円、同年5月は34万円、同年6月から同年11月までは36万円、同年12月は38万円、平成20年1月から同年3月までは36万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は38万円、平成21年1月及び同年2月は34万円、同年4月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月から平成22年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までは26万円

とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成21年3月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成21年3月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び平成22年7月1日から同年9月21日までの期間については、請求者から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500492 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1600006 号

#### 第1 結論

1 請求者のA社における平成6年4月16日から平成25年2月1日までの期間のうち、平成6年4月16日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成6年4月から同年9月までは9万8,000円を44万円、同年10月から平成7年9月までは9万8,000円を47万円、同年10月から平成11年4月までは9万8,000円を50万円、同年5月から平成14年6月までは9万8,000円を44万円、同年7月から平成15年3月までは9万8,000円を38万円、同年4月から同年8月までは9万8,000円を41万円、同年9月から同年11月までは9万8,000円を38万円、同年12月から平成16年8月までは9万8,000円を36万円、同年9月は9万8,000円を22万円、同年10月から平成19年5月までは9万8,000円を20万円、同年6月から平成20年8月までは9万8,000円を10万4,000円とする。

上記訂正後の標準報酬月額について、平成6年4月16日から平成10年10月1日までの期間については厚生年金保険法第75条ただし書、同年10月1日から平成20年9月1日までの期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の各規定により、それぞれ保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、平成10年10月1日から平成20年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求者のA社における平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬 月額を次のとおり訂正することが必要である。平成 25 年 2 月から同年 8 月までは 9 万 8,000 円を 22 万円、同年 9 月から平成 26 年 3 月までは 9 万 8,000 円を 20 万円に訂正する ことが必要である。

なお、平成25年2月1日から平成26年4月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年4月16日から平成25年2月1日まで

② 平成25年2月1日から平成26年4月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の記録が、同期間においてA社から支給された給与額及び 同給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも著しく低いものと なっており事実と異なるので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。 1 請求期間①のうち、平成6年4月16日から平成10年10月1日までの期間について、請求者のA社における標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、平成6年4月から同年9月までは44万円、同年10月から平成7年9月までは47万円、同年10月から平成10年9月までは50万円と記録されていたところ、同年4月9日付けで、平成6年4月16日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における複数の被保険者に係る標準報酬月額についても、請求者と同様に平成10年4月9日付けで、平成6年4月16日に遡って引き下げられているところ、同社の事業主は、「社会保険料を滞納しており、滞納の解消のため、社会保険事務所の職員から役員の報酬月額を遡及して減額する届出をするように指示された。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において当初記録されていた請求者の標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書のうち、平成9年12月から平成10年6月までの各月の給与明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う額であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 10 年4月9日付けで行われた遡及訂正処理は、 事実に即したものとは考え難く、請求者について平成6年4月 16 日に遡って標準報酬月額 の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る 有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成6年4月16日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た、平成6年4月から同年9月までは44万円、同年10月から平成7年9月までは47万円、同年10月から平成10年9月までは50万円に訂正することが妥当である。

次に、請求期間①のうち、平成10年10月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、請求者及び関係機関から提出された所得税源泉徴収票、所得税確定申告書及び住民税特別徴収税額通知書並びに事業所の元顧問税理士から提出された所得税源泉徴収簿により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 10 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書、所得税源泉徴収票、所得税確定申告書、住民税特別徴収税額通知書及び所得税源泉徴収簿により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 10 年 10 月から平成 11 年 4 月までは 50 万円、同年 5 月から平成 14 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から平成 15 年 3 月までは 38 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 38 万円、同年 12 月から平成 16 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月から平成 19 年 5 月までは 20 万円、同年 6 月から平成 20 年 8 月までは 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、実際の給与額よりも低い額を報酬月額として届出し実際の給与額に見合う厚生年金保険料を納付していない旨を陳述していることから、履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書、所得税源泉徴収票、所得税確定申告書、住民税特別徴収税額通知

書及び所得税源泉徴収簿により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に 見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金 特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正は認められない。

2 請求期間②について、請求者及び関係機関から提出された所得税源泉徴収票、所得税確定申告書、住民税特別徴収税額通知書並びに事業所の元顧問税理士から提出された所得税源泉徴収簿により、当該期間に係る標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額が確認又は推認できるところ、当該報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記により決定される標準報酬月額から、平成25年2月から同年8月までは22万円、同年9月から平成26年3月までは20万円とすることが妥当である。